



Disclosure ディスクロージャー 2017

JA 高岡の現況



JA高岡2017

平成29年6月発行

発行 高岡市農業協同組合

〒933-8502 富山県高岡市あわら町1番1号

電話:0766-26-7411



はじめに

日頃、皆さんには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA高岡は、情報開示を通じて経営の透明性を高め、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、平成28年度の事業内容に関するディスクロージャー誌「2017 JA高岡の現況」を発行いたしました。

本誌は、主な業務の内容や組合の組織概要、経営の内容などについて、より多くの方にご理解いただけるように編集しております。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申しあげます。

JA高岡は、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、地域に根ざしたJAとして、地域農業の振興はもとより、地域の人々が期待する安心・安全な食や、やすらぎの提供を通じ、皆さんに信頼され、選ばれるJAとなるよう努めてまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月 高岡市農業協同組合

*本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

*記載した金額は、表示単位金額未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

プロフィール

● 設 立	昭和39年5月1日
● 本店 所 在 地	富山県高岡市 あわら町1番1号
● 出 資 金	26億円
● 総 資 産	1,849億円
● 貯 金 残 高	1,707億円
● 貸 出 金 残 高	256億円
● 長期共済保有高	4,354億円
● 役 員 数	33人
● 職 員 数	399人
● 単体自己資本比率	16.08%

ホームページ

当JAに関する情報はインターネットのホームページでもご紹介しています。



<http://www.ja-takaoka.or.jp/>

総合目次

JA高岡の概況

店舗等の一覧	1
ごあいさつ	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（平成28年度）	5
農業振興活動と地域貢献情報	7
リスク管理の状況	9
自己資本の状況	18
組合員・役員・機構図等	19

主な業務の内容

事業のご案内	21
--------	----

経営資料編

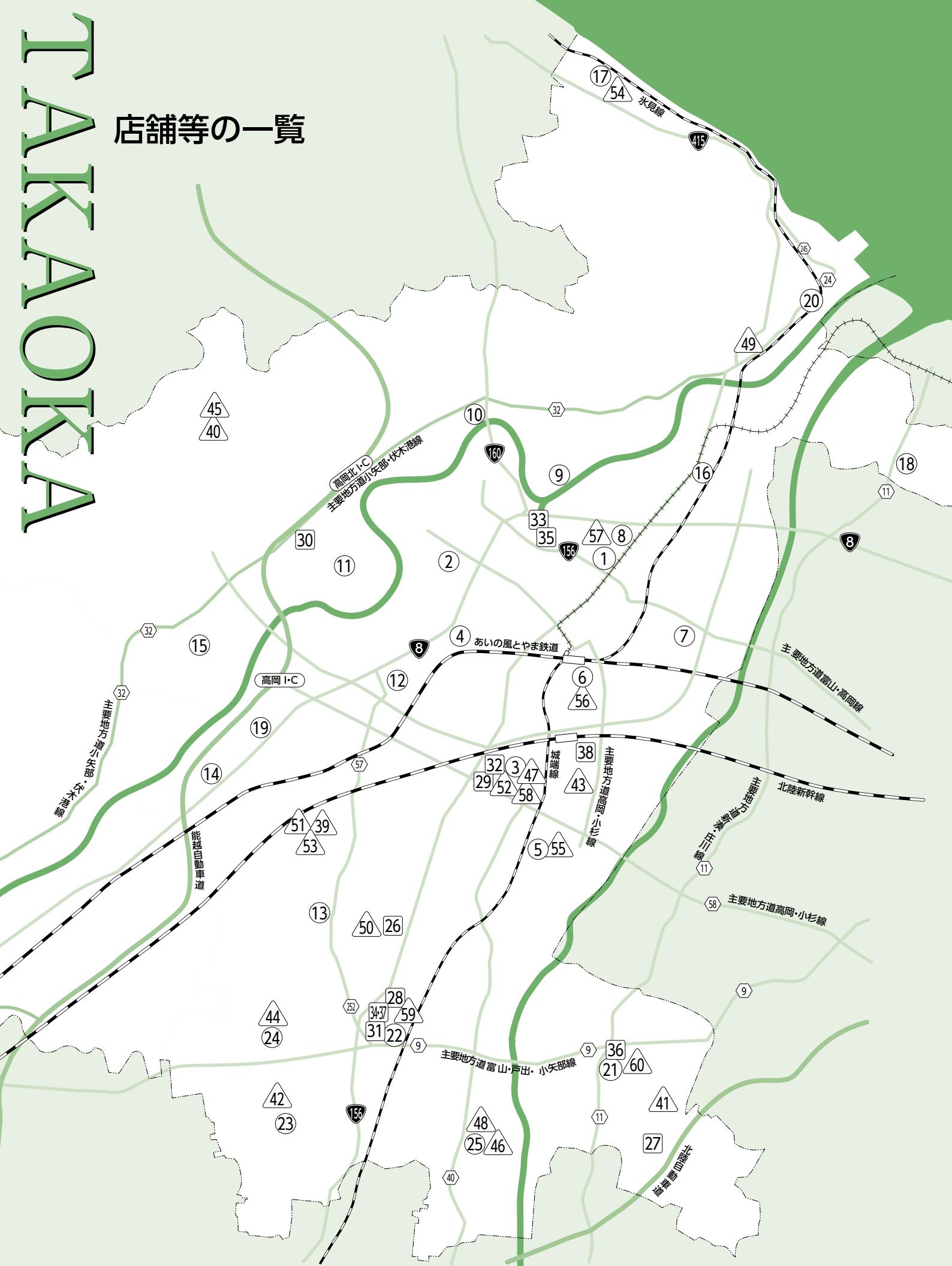
I 決算の状況	28
II 損益の状況	42
III 事業の概況	
1. 信用事業	44
2. 共済事業	51
3. 経済事業	52
4. 指導事業	52
5. 福祉・介護保険事業	52
IV 経営諸指標	53
V 自己資本の充実の状況	54
VI 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	63

法定開示項目掲載ページ一覧	64
---------------	----

店舗等のご案内	65
---------	----

TAKAOKA

店舗等の一覧





■ 本店

本店	①	本 店
支店	②	西 部 支 店
	③	佐 野 支 店
	④	高 岡 病 院 支 店
	⑤	二 塚 支 店
	⑥	東 部 支 店
	⑦	野 村 支 店
	⑧	北 部 支 店
	⑨	二 上 支 店
	⑩	守 山 支 店
	⑪	国 吉 支 店
	⑫	福 田 支 店
	⑬	小 勢 支 店
	⑭	立 野 支 店
	⑮	石 堤 支 店
	⑯	能 町 支 店
	⑰	太 田 支 店
	⑱	牧 野 支 店
	⑲	東 五 位 支 店
	⑳	伏 木 支 店
	㉑	中 田 支 店
	㉒	戸 出 支 店
	㉓	是 戸 支 店
	㉔	醍 酐 支 店
	㉕	北 般 若 支 店

事業所	㉖	営 農 セ ン タ ー
	㉗	中田農業振興センター
	㉘	農 機 セ ン タ ー
	㉙	資 材 セ ン タ ー 佐 野
	㉚	資 材 セ ン タ ー 国 吉
	㉛	資 材 セ ン タ ー 戸 出
	㉜	生 活 セ ン タ ー
	㉝	自 動 車 セ ン タ ー
	㉞	燃 料 セ ン タ ー
	㉟	四 屋 給 油 所
	㉟	カ ポ ー ト 中 田
	㉟	戸 出 給 油 所
	㉟	福祉事業センター(もえぎの里)
施設	㉟	南条カントリーエレベーター
	㉟	国吉カントリーエレベーター
	㉟	中田カントリーエレベーター
	㉟	戸出カントリーエレベーター
	㉟	二塚粉一時貯留施設
	㉟	醍醐菜種乾燥調製施設
	㉟	堆肥セ ン タ ー
	㉟	味噌・菜種加工施設
	㉟	あぐりっち佐野店
	㉟	あぐりっち戸出店
	㉟	あぐりっち矢田店
	㉟	あぐりっちアグリピア店
	㉟	南条育苗セ ン タ ー
	㉟	野 菜 集 荷 場
	㉟	南条穀物乾燥調製施設
	㉟	太 田 甘 諸 貯 蔵 庫
	㉟	二塚女性セ ン タ ー
	㉟	東 部 女 性 セ ン タ ー
子会社	㉟	㈱JA高岡キャリィライン 本 店
	㉟	㈱JA高岡キャリィライン 佐野営業所
	㉟	㈱JA高岡キャリィライン 戸出営業所
	㉟	㈱JAアグリサポート高岡 本 店
	㉟	㈱JAアグリサポート高岡 中田事業所

ごあいさつ



高岡市農業協同組合

代表理事組合長

萩原清

平素より、私どもJA高岡をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当JAの業務内容などを皆様にご報告するため、本誌「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。この冊子をとおして、当JAに対するご理解を深めていただければ幸いと存じます。

今年度は、第10次3ヵ年計画、第8次地域農業振興計画の初年度として、役職員が力を合わせて目標達成に向けて鋭意努力してまいりました。事業の実績につきましては、貯金残高、長期共済新契約ポイント、自動車共済新契約ポイント、販売品取扱高で計画を達成することができましたが、貸出金残高、購買品供給高では計画を達成することができませんでした。当期剩余金については、2億3千6百万円と計画を大幅に上回る結果となり、環境が大変厳しい中で、このような実績を残せましたことは、組合員・利用者の皆様方のご支援・ご協力のお陰であり、改めて感謝申し上げます。

さて、農業情勢は昨年12月にTPP承認案と関係法案が国会で決議されましたが、アメリカのトランプ大統領が就任直後に離脱を表明し、農業への影響が懸念される状況となっています。

一方、国内においては、昨年4月1日に改正農協法が施行され、全中、連合会のあり方の見直しや理事構成の見直し、公認会計士監査の導入などが規定され、平成31年度の実施に向け体制の整備が求められています。

このような中、平成29年度は地域農産物の販売強化に引き続き取り組むとともに、生産コスト低減に向けた取り組みとして乾田直播関連機器などのレンタル事業やビニールハウスのリース事業に取り組みます。また、福祉事業センターを拠点とした福祉・介護事業や生活・文化活動による地域貢献に努めるとともに、青年・女性層の組合員加入促進や准組合員のための広報誌発行による組織基盤の強化、コンプライアンスの徹底による業務の健全性の確保に努めてまいります。

このことを踏まえ、当JAでは「第10次3ヵ年計画」、「第8次地域農業振興計画」の2年目として「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、一層の組織事業基盤の強化と更なる経営の健全化に取り組み、組合員・利用者はもとより、地域の皆様から第一に選ばれるJAになることをを目指すものであります。

何卒、組合員・利用者には、従前に倍するご愛顧をお願いするものであります。

経営方針

J A高岡では、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、組合員、利用者はもとより地域の皆様からも第一に選ばれるJ Aを目指し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を自己改革のめざす目標として「第10次3ヵ年計画」および「第8次地域農業振興計画」を策定して、それに基づく重点実施事項の着実な実践を図ります。

具体的には、各地域の「人・農地プラン」を積み上げ、関係機関と連携しながらJ Aの総合事業の強みを生かした事業提案により担い手経営体のニーズに応えるとともに、担い手以外の農家を高岡農業の「多様な担い手」として位置付け、直売事業の利用促進や農用地等の水田機能維持の取り組みの啓蒙や生産・販売方式の転換や生産コスト低減に取り組みます。また、J A高岡福祉事業センター「もえぎの里」を拠点として、組合員や地域住民の健康づくり・生きがいづくりの支援を行います。

さらには、次世代への農業者の力の結集に向けた一戸複数正組合員の着実な増加や農業や地域経済と共に支えるパートナーである准組合員の加入を促進するとともに、改正農業協同組合法への対応やコンプライアンス態勢の強化、農業関連施設等の整備を図ります。

以上の方針のもとに、次に掲げる理念と目標を設定して運営にあたるものとします。

J A高岡の基本理念・・・信頼・改革・貢献
役職員の行動理念・・・暮らしにおいてつだい

●○●○●○●○●○●○● めざす目標 ●○●○●○●○●○●

- (1) 持続可能な農業の実現
- (2) 豊かで暮らしやすい地域社会の実現
- (3) 協同組合としての役割発揮

経営管理体制

◆ 経営執行体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事2名の登用や青年部並びに女性部代表者に参与の委嘱を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（平成28年度）

◆ 財務・損益

収支面では、事業総利益が28億2千4百万円（計画対比102.0%、前年対比96.8%）と計画額を上回る増益となったことに加え、事業管理費が26億1千4百万円（計画対比98.2%、前年対比97.9%）に留まつたことから、事業利益は2億1千万円（計画対比193.9%、前年対比84.1%）となり、最終的に当期剰余金は2億3千6百万円（当初計画1億4千2百万円／前年度実績1億9千6百万円）となりました。

財務面では、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んでいるところであり、本年度末の自己資本比率は16.08%（前年度末16.09%）となり、また、金融再生法に基づく不良債権比率は0.62%（前年度末0.70%）となりました。

剰余金の処分にあたりましては、定款の規定に基づき利益準備金などの内部留保に充てさせていただき、出資配当を年1.0%の割合でご提案させていただくとともに、組合員の皆様のJA事業のご利用に応じて、事業分量配当をご提案させていただくものであります。

◆ 信用事業

(1) 賯金

貯金残高は、年度末で1,707億9百万円（計画対比100.6%、前年対比101.5%）となりました。本年度は、夏・冬のキャンペーンや年金定期貯金に取り組んだことから、年間の貯金残高は25億2千7百万円の純増となりました。

(2) 貸出金

貸出金残高は、年度末で256億6千1百万円（計画対比97.9%、前年対比99.5%）となりました。本年度は、住宅ローンやマイカーローンの取り扱いが伸びず計画未達となりました。本年度は、各事業部との連携による農業資金の扱い手への相談活動やくらしの資金需要の相談窓口として、住宅ローンセンターをはじめ、支店において住宅ローン相談会を開催いたしました。

(3) 資金運用

安全・安定的な運用を第一として、農林中金預金を中心とした運用を行いました。

◆ 共済事業

共済事業の新契約ポイントは、長期共済新契約推進ポイントは5,778千ポイント（計画対比105.8%、前年対比98.9%）となりました。本年度も保障型生命共済の伸び悩みはあったものの、貯蓄型共済の伸長や医療共済、がん共済、介護共済などの第三分野共済の取り扱いにより新契約推進ポイントでは目標を上回りましたが、個人保障の見直しによる契約解除や満期等により、長期共済保有高は4,354億8千5百万円（計画対比101.1%、前年対比97.6%）と前年に引き続き、減少しました。また、お客様の契約フォローとして3Q訪問活動に取り組みました。

◆ 購買事業

購買品供給高は、28億1千4百万円（計画対比92.8%、前年対比91.9%）となりました。生産資材では、肥料・農薬で早期仕入れや予約注文の拡大等に取り組み、生活資材では「越中高岡万葉米」の定期購入者の拡大に取り組みました。農業機械では実演会や展示会を開催し早期予約に取り組み、自動車では春・秋の展示会を開催し販売拡大に努め、燃料は「お客様感謝デー」の実施や農耕用石油類の予約注文に取り組みました。

◆ 販売事業

販売品取扱高は、33億9千7百万円（計画対比113.9%、前年対比111.3%）となりました。野菜の出荷は春先より順調に推移し、米穀では当年産米の販売単価の上昇や集荷数量の増加によりまして、大きく取扱高が増加しました。

◆ 利用事業

生産利用施設においては、育苗で環境への配慮として温湯種子消毒施設を活用した苗の供給や残留農薬対策を実施しました。カントリーエレベーターでは、荷受待ち時間の短縮と買入業務の迅速化に努めるとともに、サイロ冷却装置を設置し良品質米の生産に取り組みました。また、稼働率については、84.2%（荷受重量は9,198トン）となり、目標としておりました75%を上回りました。

◆ 福祉・介護保険事業

介護事業の取扱高は2億2千9百万円（計画対比99.9%、前年対比96.9%）となりました。地域における介護セーフティネットの構築のため、もえぎの里を拠点として、組合員や地域住民との交流、支店や各組織との協力及び連携体制づくりなどに取り組みました。

農業振興活動と地域貢献情報

◆ 農業関係の持続的な取り組み

- ・担い手経営体のニーズに応える個別対応
- ・多様な担い手への対応
- ・マーケットインに基づく生産・販売事業方式への転換
- ・生産資材価格引き下げと低コスト生産技術の確立・普及
- ・新たな担い手の育成や担い手のレベルアップ対策

◆ 協同組合の特性

当JAは、高岡市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◆ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底
- ・学校給食への地場野菜の安定供給

◆ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の安定生産と安全志向への対応
- ・JA農産物直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催
- ・集落営農組織等の育成と経営指導による体质強化
- ・学校農園を通じての農業体験

◆ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、170,709百万円（うち定期積金の残高は6,293百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組合員等	138,380
その他	32,329
合計	170,709

◆ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、25,661百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組合員等	16,634
地方公共団体	6,126
金融機関	2,427
その他の	472
合計	25,661

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◆ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消を基本とした消費者・次世代との交流
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 総代セミナー、協同大学の開講、子ども農業体験教室の開催、夏休み子ども村の開催
- 健康管理活動（日帰りドック）の促進
- 各種ボランティア活動への参加
- 高齢者福祉活動への取り組み
- 税務相談会の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会
- 都市部会連絡協議会

(3) 情報提供活動

- 広報誌「t-jan」の発行
- JAコミュニティー誌の発行
- 情報誌「e-jan」の発行
- 総代会のご報告の発行
- ディスクロージャー誌の発行



新任総代セミナー（高岡JA会館）

◆ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

○農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み
　　担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

○農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広い
　　ニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを31人配置するなどし、農業者からの幅広い相
　　談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

○融資部門と営農経済部門とが連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、
　　農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして
　　取り組みを行っています。

(4) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

○農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取り組み、
　　また、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するため、農林
　　中金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

(5) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

○富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は
　　構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域
　　の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する
　　教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、
　　信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本
　　方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の
　　充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が
　　減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又

は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◆ 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◆ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融共済部（電話：0766-26-7417（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

・共済事業

共済課（電話：0766-26-7425（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダーリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◆ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J Aバンク利用者保護等管理方針

高岡市農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◆ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的な方針について

高岡市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 第1条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できるだけ柔軟に対応するよう努めます。
- 第2条 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
- 第3条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みがあった場合には、お客様の状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、真摯かつ丁寧に対応いたします。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

第4条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みに対する問い合わせ、ご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

第5条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込について、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

第6条 当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

1. コンプライアンス委員会の設置

組合長以下、常勤理事、部長を構成員とし、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

2. 金融円滑化管理担当者の設置

信用事業担当理事を金融円滑化管理責任者とし、また各支店に金融円滑化管理担当者を配置し、本支店が連携して金融円滑化に取り組んでまいります。

3. 金融円滑化管理責任部署の設置

本店融資運用課を金融円滑化管理責任部署とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け組合全体の対応状況について把握し、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

4. 苦情・相談窓口の設置

本店融資運用課および各支店にお客様からの円滑化にかかる「苦情・相談窓口」を設置します。

第7条 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繙続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の

禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

**総務企画部総務課 電話番号／0766-26-7411
受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）
午前8時30分～午後5時**

◆ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位：人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	職員	計
〔監事監査〕				
H28.3/16～3/30	平成27年度決算監査（全部門）	43		43
H28.7/20～7/26	平成28年度隨時監事監査	8		8
H28.9/27～10/6	平成28年度上半期末監査（全部門）	42		42
〔内部監査〕				
H28.5/11～H29.2/21	平成28年度内部監査（通告）（全部門）		124	124
H28.6/14～11/25	平成28年度内部監査（無通告）		27	27
H28.12/8	米穀共同計算内部監査（平成27年産）		2	2
監査延べ人数		93	153	246

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成29年2月末における自己資本比率は、16.08%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	高岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	2,673百万円（前年度2,656百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

組合員(組織)・役員・機構図等

1. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	27年度	28年度	増減
正組合員	7,361	7,359	△ 2
	個人	7,325	△ 3
	法人	36	1
准組合員	9,166	9,264	98
	個人	8,756	96
	その他の団体	410	2
合計	16,527	16,623	96

2. 組合員組織の状況

組織名	構成員数
総代連絡協議会	24名
生産組合	277組織
年金友の会	9,297名
都市部会連絡協議会	400名
青年部	633名
女性部	1,122名
フレッシュユミセス	134名
J A高岡営農組織協議会	48組織

組織名	構成員数
高岡市農協野菜出荷組合	129名
高岡市野菜コンテナ利用組合	44名
J A高岡地場農産物直売運営委員会	628名
チユーリップ球根組合	12名
チユーリップ切花生産者部会	9名
高岡市集団酪農生産組合	2名
戸出町農業者会議	50名
中田受託者協議会	30名

3. 役員一覧

役職名	氏名
代表理事組合長	萩原清
常務理事	加須栄徹朗
常務理事	大井一博
理事	本間和司
理事	竹内茂樹
理事	長井長平
理事	宮本秋二
理事	川原豊
理事	上坂仁正
理事	梶護
理事	東忠明
理事	山崎明夫
理事	高田元
理事	高田吉夫
理事	尾守哲
理事	吉田政博
理事	河井孝雄

(平成29年2月末現在)

役職名	氏名
理事	米田久枝
理事	原田静江
理事	土肥豊一
理事	山田三博
理事	米田益一
理事	村田美明
理事	大村忠正
理事	山崎泰邦
理事	山内和明
理事	前田一雄
代表監事	寺尾孝基
常勤監事	竹田慎一
監事(員外)	林一夫
監事	井加田信昭
監事	大巻憲五
監事	上村進

5. 特定信用事業代理業者の状況

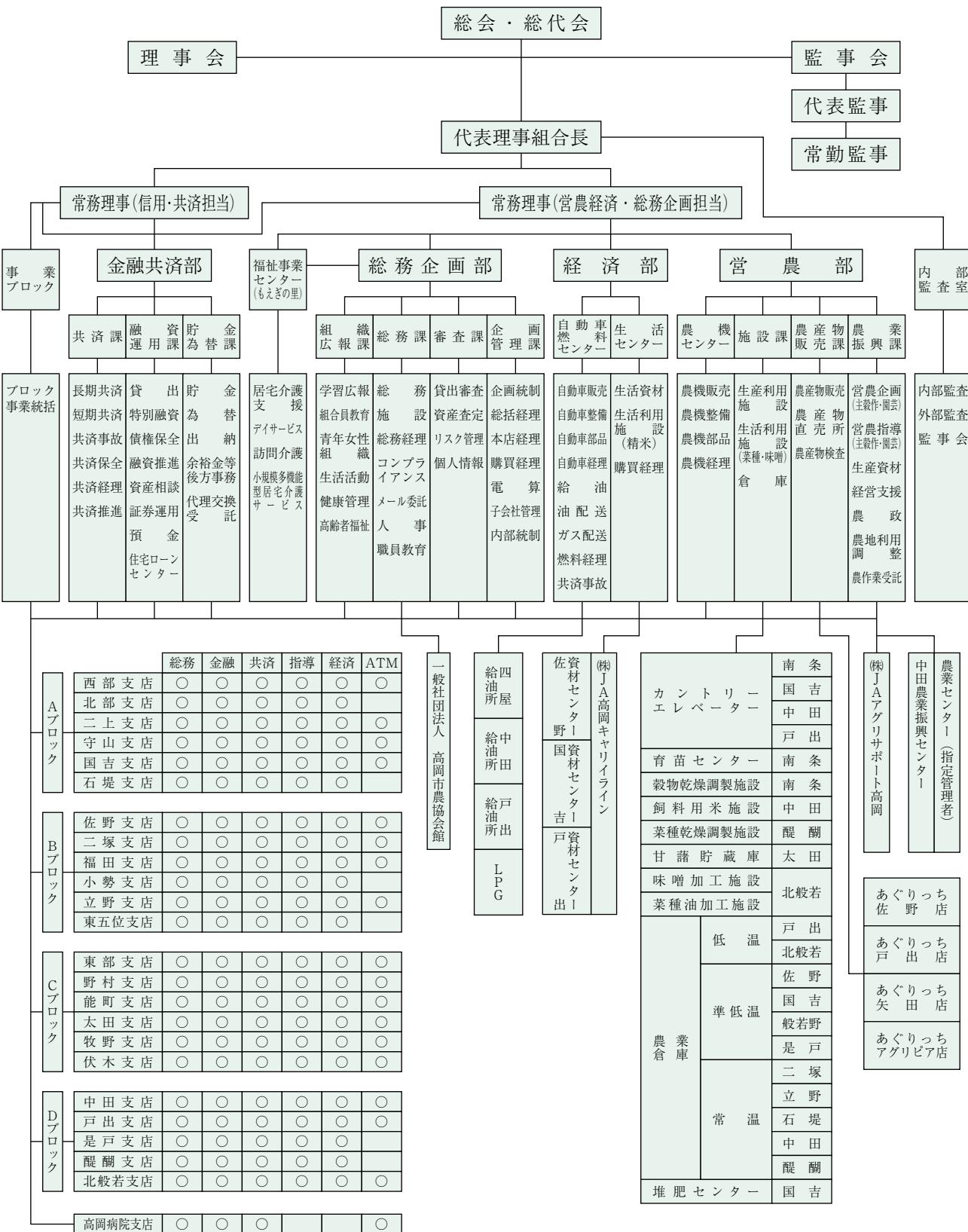
該当ありません。

6. 地区一覧

高岡市全域

4. 機構図

(平成29年4月1日現在)



事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種類	しくみと特徴	お預入期間	お預入金額
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
変動金利型定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年・2年・3年	1円以上
据置定期貯金	6ヶ月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しあげいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長5年	1円以上
決済用貯金 (普通貯金)	利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
定期積金	毎月のお積立てで生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上
財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1円以上
財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは専門担当者までお問い合わせください。

◆ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【主な貸出商品】

種類	内容
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用いただけます。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修や外装の工事などにご利用いただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫建設など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 なお、在学中の授業料の支払いなどにもご利用いただけます。
フリーローン	結婚、旅行など生活に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返しご利用いただけます。 カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。
農業設備資金	各種農機具（中古農機含む）の購入、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウス等の資材購入・建設資金などにもご利用いただけます。
アグリエース資金	農業経営に必要な短期運転資金としてご利用いただけます。

※その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取扱が安全・確実・迅速にできます。

◆ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【主なその他のサービス】

種類	内容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金がご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J·Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

※当JAのATMを利用して、簡単な操作で振込がご利用いただけます。

【主な手数料】

※ 各手数料（平成29年4月1日現在）には、消費税等（8%）が含まれています。また、個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合があります。

○ 内国為替の取扱手数料

種類			系統金融機関あて	他金融機関あて
送金手数料	普通扱い	1件につき	648円	648円
	文書扱い	3万円未満1件につき	432円	432円
		3万円以上1件につき	648円	648円
	電信扱い	3万円未満1件につき	540円	540円
		3万円以上1件につき	756円	756円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	108円	216円
		1万円以上3万円未満1件につき	216円	270円
		3万円以上1件につき	324円	432円
	インターネットバンキング扱い	1万円未満1件につき	108円	216円
		1万円以上3万円未満1件につき	216円	270円
		3万円以上1件につき	324円	432円

※系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ 手形・小切手取扱手数料等

種類		手数料
代金取立	普通扱い	1通につき 648円
	至急扱い	1通につき 864円
その他	送金・振込の組戻料	1通につき 648円
	取扱手形の組戻料	1通につき 648円
	不渡手形の返却料	1通につき 648円
	取扱手形店頭呈示料	1通につき 648円 (ただし、648円を超える経費を要する場合は、その実費)

○ 手形・小切手発行手数料

種類	手数料
小切手帳	1冊50枚綴り 864円
約束手形	1冊50枚綴り 1,080円
自己宛小切手	1枚につき 540円

○ 保護預り口座兼振替決済口座管理手数料

種類	手数料
保護預り口座兼振替決済口座管理手数料	無料

○ 硬貨取扱手数料

手数料	両替金受入枚数
	300枚以上1回につき 216円

○ その他の手数料

種類	手数料
貯金残高明細書	216円
取引履歴明細書	540円
通帳・証書再発行	540円
ICキャッシュカードの発行・更新	無料
ICキャッシュカードの再発行	1,080円
JAカード(一体型)の発行・更新	無料
JAカード(一体型)の再発行	540円
JAネットバンク基本利用手数料	無料

○ ATM利用手数料(1回当たり)

ご利用日	ご利用時間	JA県内ネット (出金・入金)	JA全国ネット (出金・入金)	JFマリンバンク (出金)	三菱東京UFJ銀行 (出金)	セブン銀行・イーネットATM・ローソンATM (出金・入金)	ゆうちょ銀行 (出金・入金)	他行ネット ※三菱東京UFJ銀行除く (出金)
平日	8:00~8:45	無料	無料	無料	108円	108円	108円	216円
	8:45~18:00				無料	無料	無料	108円
	18:00~21:00				108円	108円	108円	216円
土曜	8:00~9:00	無料	無料	無料	108円	108円	108円	216円
	9:00~14:00					無料		
	14:00~21:00					108円		
日曜・祝日	8:00~21:00	無料	無料	無料	108円	108円	108円	216円

※当JAのキャッシュカードにより、上記各ATMを利用した際の内容です。

※各ATMの営業時間により、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※日曜・祝日については、一部のATMでご利用いただけません。(詳しくは、店頭へお問い合わせください。)

共済事業

J A共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種類	内容
終身共済	一生涯にわたり万一のときに保障します。ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医療共済	病気やケガによる入院、手術を幅広く保障します。先進医療の保障を加えたり、がんなどの3大疾病における保障を充実させることもできます。ご希望にあわせて保障期間や共済掛金払込期間等を選ぶことができます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
介護共済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。
予定利率変動型年金共済 【ライフルード】	ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの教育資金の準備に適したプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。
定期生命共済	万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡や負傷を保障します。
賠償責任共済	日常生活中の賠償事故を保障します。

○ いえに関する保障

種類	内容
建物更生共済 【むてきプラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種類	内容
自動車共済 【クルマスター】	ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障、対人賠償・対物賠償の保障が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます） ^(注) に自賠責共済（保険）への加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない車の保障です。

^(注) トランクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

購買事業

組合員をはじめ地域の皆さんに、農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などの生産資材や農業機械、自動車、ガソリン・灯油等の販売も行なっています。

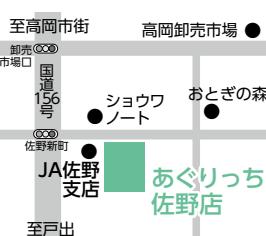
また、越中高岡万葉米をはじめとしたお米や食料品、日用雑貨等の販売も行っています。

地場農産物直売振興事業

地域の皆さんが丹精こめて育てた野菜・切花・果物などをJA高岡の4ヶ所の直売所で販売しています。直売所のほかに県内のスーパーへ高岡産農産物が届けられ販売されています。

【主な農産物直売所一覧】

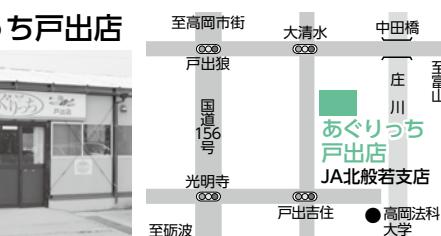
○あぐりっち佐野店



所在地 / 高岡市佐野1416（佐野支店横）

営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
8:30～16:00

○あぐりっち戸出店



所在地 / 高岡市戸出吉住663（北般若支店前）

営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9:00～17:30

○あぐりっち矢田店



あぐりっち矢田店



所在地 / 高岡市伏木矢田4-26（旧矢田支店）

営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9:00～12:00

○あぐりっちアグリピア店



所在地 / 高岡市戸出市野瀬420

営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9:00～16:30

福祉・介護保険事業

福祉事業センター「もえぎの里」で、訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、通所介護、認知症対応型通所介護事業を行なっています。介護相談には専門家が応じますので、安心してご利用いただけるよう努めています。

相談事業

組合員・利用者の皆さまを対象とした税務・年金などの相談業務を行なっています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施しています。

【系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）】

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◆「JAバンクシステム」の仕組み

JA銀行は、全国のJA・信連・農林中央金庫（JA銀行会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA銀行会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JA銀行基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJA銀行独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JA銀行全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◆「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◆貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	27 年 度	28 年 度	科 目	27 年 度	28 年 度
(資産の部)					
1. 信 用 事 業 資 産	167,824,118	170,240,157	(負債の部)		
(1) 現 金	560,946	554,218	1. 信 用 事 業 負 債	169,149,401	171,559,280
(2) 預 金	135,016,655	138,214,245	(1) 貯 金	168,182,339	170,709,462
系 統 預 金	134,988,013	138,197,647	(2) 借 入 金	17,499	8,857
系 統 外 預 金	28,642	16,598	(3) その他の信用事業負債	949,562	840,960
(3) 有 価 証 券	5,651,373	5,019,136	未 払 費 用	121,030	121,611
国 債	579,593	569,906	そ の 他 の 負 債	828,531	719,349
金 融 債	3,316,097	1,708,060	2. 共 濟 事 業 負 債	769,615	620,565
社 債	1,755,683	2,741,170	(1) 共 濟 借 入 金	28,221	25,587
(4) 貸 出 金	25,785,622	25,661,170	(2) 共 濟 資 金	440,016	303,277
(5) その他の信用事業資産	938,847	923,289	(3) 共 濟 未 払 利 息	355	310
未 収 収 益	112,282	98,156	(4) 未 経 過 共 濟 付 加 収 入	298,825	290,090
そ の 他 の 資 産	826,564	825,133	(5) 共 濟 未 払 費 用	1,783	616
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 129,327	△ 131,903	(6) そ の 他 の 共 濟 事 業 負 債	413	682
2. 共 濟 事 業 資 産	28,773	26,040	3. 経 済 事 業 負 債	340,075	370,061
(1) 共 濟 貸 付 金	28,221	25,587	(1) 経 済 事 業 未 払 金	281,156	300,717
(2) 共 濟 未 収 利 息	355	310	(2) 経 済 受 託 債 務	55,865	66,670
(3) そ の 他 の 共 濟 事 業 資 産	196	143	(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債	3,053	2,673
3. 経 済 事 業 資 産	1,621,768	1,524,867	4. 雑 負 債	224,727	253,695
(1) 受 取 手 形	984	1,012	(1) 未 払 法 人 税 等	43,000	44,000
(2) 経 済 事 業 未 収 金	324,725	232,197	(2) リ ー ス 負 債	59,167	49,306
(3) 経 済 受 託 債 権	852,983	838,273	(3) 資 産 除 去 債 務	26,535	26,671
(4) 棚 卸 資 産	401,653	411,654	(4) そ の 他 の 負 債	96,024	133,717
購 買 品	392,189	397,059	5. 諸 引 当 金	984,786	923,953
そ の 他 の 棚 卸 資 産	9,464	14,594	(1) 賞 与 引 当 金	68,945	66,600
(5) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	50,931	50,545	(2) 退 職 給 付 引 当 金	879,661	843,126
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 9,509	△ 8,814	(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	36,180	14,227
4. 雜 資 産	430,618	468,853	6. 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	679,937	679,032
(1) 雜 資 產	430,678	468,901	負 債 の 部 合 計	172,148,544	174,406,589
(2) 貸 倒 引 当 金	△ 59	△ 47	(純資産の部)		
5. 固 定 資 産	5,000,050	5,037,422	1. 組 合 員 資 本	8,985,490	9,148,821
(1) 有 形 固 定 資 産	4,982,593	5,020,921	(1) 出 資 金	2,656,501	2,673,215
建 物	4,351,273	4,342,103	(2) 資 本 準 備 金	13,181	13,181
機 械 装 置	1,459,988	1,497,947	(3) 利 益 剰 余 金	6,319,489	6,474,822
土 地	3,500,835	3,584,778	利 益 準 備 金	2,734,064	2,774,064
リ ー ス 資 產	63,915	63,915	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,585,425	3,700,758
建 設 仮 勘 定	660	—	施 設 整 備 等 目 的 積 立 金	554,725	704,725
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產	997,673	1,022,735	リ ス ク 管 理 目 的 積 立 金	1,245,000	1,245,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,391,753	△ 5,490,559	特 別 積 立 金	1,395,928	1,395,928
(2) 無 形 固 定 資 產	17,457	16,501	当 期 未 处 分 剰 余 金	389,771	355,105
6. 外 部 出 資	7,462,908	7,462,908	(うち 当 期 剰 余 金)	(196,450)	(236,030)
(1) 外 部 出 資	7,462,908	7,462,908	(4) 処 分 未 溝 持 分	△ 3,682	△ 12,398
系 統 出 資	7,259,893	7,259,893	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,471,753	1,442,956
系 統 外 出 資	183,215	183,215	(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	80,111	51,000
子 会 社 等 出 資	19,800	19,800	(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	1,391,642	1,391,955
7. 繰 延 税 金 資 產	237,551	238,115	純 資 產 の 部 合 計	10,457,244	10,591,778
資 產 の 部 合 計	182,605,788	184,998,367	負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	182,605,788	184,998,367

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	27 年 度	28 年 度	科 目	27 年 度	28 年 度
1. 事 業 総 利 益	2,918,254	2,824,919	(9) 保 管 事 業 収 益	49,363	51,569
(1) 信 用 事 業 収 益	1,499,028	1,417,492	(10) 保 管 事 業 費 用	28,409	26,429
資 金 運 用 収 益	1,425,747	1,347,174	保 管 事 業 総 利 益	20,953	25,140
(うち預金利息)	(846,743)	(838,203)	(11) 加 工・利 用 事 業 収 益	277,066	285,352
(うち有価証券利息)	(41,738)	(34,930)	(12) 加 工・利 用 事 業 費 用	201,279	200,523
(うち貸出金利息)	(416,523)	(378,830)	加 工・利 用 事 業 総 利 益	75,787	84,829
(うちその他受入利息)	(120,742)	(95,210)	(13) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益	173	124
役 務 取 引 等 収 益	47,875	44,742	(14) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用	1,350	1,157
そ の 他 事 業 直 接 収 益	2,915	-	宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	△ 1,177	△ 1,032
そ の 他 経 常 収 益	22,490	25,575	(15) 福 祉・介 護 保 険 事 業 収 益	237,021	230,106
(2) 信 用 事 業 費 用	272,207	270,233	(16) 福 祉・介 護 保 険 事 業 費 用	83,385	74,994
資 金 調 達 費 用	114,948	109,971	福 祉・介 護 保 険 事 業 総 利 益	153,636	155,111
(うち貯金利息)	(107,892)	(103,458)	(17) そ の 他 事 業 収 益	151,779	154,774
(うち給付補填備金繰入)	(5,673)	(5,142)	(18) そ の 他 事 業 費 用	111,963	115,076
(うち借入金利息)	(510)	(238)	そ の 他 事 業 総 利 益	39,816	39,698
(うちその他支払利息)	(872)	(1,131)	(19) 指 導 事 業 収 入	10,579	11,011
役 務 取 引 等 費 用	15,535	16,527	(20) 指 導 事 業 支 出	77,319	75,844
そ の 他 経 常 費 用	141,722	143,734	指 導 事 業 収 支 差 額	△ 66,740	△ 64,833
(うち貸倒引当金戻入益)	(13,424)	(-)	2. 事 業 管 理 費	2,667,698	2,614,098
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(2,575)	(1) 人 件 費	1,943,412	1,917,783
信 用 事 業 総 利 益	1,226,821	1,147,259	(2) 業 務 費	282,001	275,354
(3) 共 濟 事 業 収 益	794,808	808,389	(3) 諸 税 負 担 金	78,558	80,787
共 濟 付 加 収 入	735,958	735,102	(4) 施 設 費	354,247	330,398
共 濟 貸 付 金 利 息	873	643	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	9,478	9,775
そ の 他 の 収 益	57,976	72,643	事 業 利 益	250,555	210,821
(4) 共 濟 事 業 費 用	30,298	24,713	3. 事 業 外 収 益	109,406	114,644
共 濟 借 入 金 利 息	873	643	(1) 受 取 出 資 配 当 金	75,416	72,365
共 濟 推 進 費	12,037	9,565	(2) 賃 貸 料	15,520	20,782
共 濟 保 全 費	1,160	1,103	(3) 雜 収 入	18,469	21,496
そ の 他 の 費 用	16,226	13,401	4. 事 業 外 費 用	18,056	19,040
共 濟 事 業 総 利 益	764,510	783,676	(1) 寄 付 金	1,875	1,630
(5) 購 買 事 業 収 益	3,217,036	2,953,134	(2) 雜 損 失	16,181	17,409
購 買 品 供 給 高	3,061,876	2,814,541	(△ 11) (△ 12)		
修 理 サ ー ビ ス 料	98,276	84,764	經 常 利 益	341,905	306,425
そ の 他 の 収 益	56,884	53,828	5. 特 別 利 益	562	57
(6) 購 買 事 業 費 用	2,664,184	2,459,622	(1) 固 定 資 産 处 分 益	-	57
購 買 品 供 給 原 価	2,478,173	2,269,273	(2) 一 般 補 助 金	562	-
購 買 品 供 給 費	2,698	3,450	6. 特 別 損 失	89,644	2,049
修 理 サ ー ビ ス 費	10,181	10,135	(1) 固 定 資 産 处 分 損	47,825	2,049
そ の 他 の 費 用	173,130	176,763	(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	40,600	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 673)	(△ 641)	(3) 減 損 損 失	1,219	-
購 買 事 業 総 利 益	552,852	493,512	税 引 前 当 期 利 益	252,822	304,433
(7) 販 売 事 業 収 益	223,792	242,313	7. 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54,025	58,775
販 売 手 数 料	165,026	176,205	8. 法 人 税 等 調 整 額	2,346	9,627
そ の 他 の 収 益	58,765	66,107	法 人 税 等 合 計	56,371	68,403
(8) 販 売 事 業 費 用	71,999	80,756	当 期 剰 余 金	196,450	236,030
そ の 他 の 費 用	71,999	80,756	当 期 首 緑 越 剰 余 金	122,921	119,387
(うち貸倒引当金繰入額)	(599)	(-)	土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	70,399	△ 312
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 54)	当 期 未 处 分 剰 余 金	389,771	355,105
販 売 事 業 総 利 益	151,793	161,557			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	27年 度	28年 度	科 目	27年 度	28年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	252,823	304,434	その他の資産の純増(△)減	△ 194,893	△ 37,784
減価償却費	175,643	171,864	その他の負債の純増減(△)	43,059	26,691
減損損失	1,219	—	信用事業資金運用による収入	1,431,258	1,363,453
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 13,582	1,868	信用事業資金調達による支出	△ 106,537	△ 102,489
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 3,840	△ 2,345	共済貸付金利息による収入	984	688
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 99,724	△ 36,534	共済借入金利息による支出	△ 984	△ 688
その他引当金等の増減額(△は減少)	5,354	△ 21,953	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 40,283	△ 54,165
信用事業資金運用収益	△ 1,426,388	△ 1,349,352			
信用事業資金調達費用	114,949	109,971	小計	1,376,474	△ 84,129
共済貸付金利息	△ 874	△ 643	雑利息及び出資配当金の受取額	75,416	72,365
共済借入金利息	874	643	法人税等の支払額	△ 68,025	△ 57,776
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 75,416	△ 72,365			
有価証券関係損益(△は益)	△ 2,275	2,177	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,383,865	△ 69,539
固定資産売却損益(△は益)	47,825	1,992	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
その他固定資産関係損益(△は益)	40,600	—	有価証券の取得による支出	△ 611,337	△ 1,010,331
(偏用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	202,966	△ 2,177
貸出金の純増(△)減	2,875,658	124,452	有価証券の償還による収入	1,000,094	1,602,360
預金の純増(△)減	△ 4,600,000	△ 2,900,000	固定資産の取得による支出	△ 368,475	△ 287,182
貯金の純増減(△)	2,666,540	2,527,123	固定資産の売却による収入	△ 486	75,954
信用事業借入金の純増減(△)	△ 11,622	△ 8,642			
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 17,200	1,431	投資活動によるキャッシュ・フロー	222,763	378,624
その他の信用事業負債の純増減(△)	454,472	△ 116,060	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(偏用事業活動による資産及び負債の増減)			出資の増額による収入	124,900	112,478
共済貸付金の純増(△)減	6,265	2,634	出資の払戻しによる支出	△ 95,460	△ 95,764
共済借入金の純増減(△)	△ 6,265	△ 2,634	持分の譲渡による収入	7,114	3,682
共済資金の純増減(△)	17,968	△ 136,740	持分の取得による支出	△ 3,682	△ 12,398
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 15,127	△ 8,734	出資配当金の支払額	△ 39,048	△ 26,220
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,176	△ 18,222
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	18,417	92,500	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,600,451	290,863
経済受託債権の純増(△)減	△ 179,273	14,710	5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,377,151	3,977,602
棚卸資産の純増(△)減	24,307	△ 10,000	6. 現金及び現金同等物の期末残高	3,977,602	4,268,465
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 51,168	19,561			
経済受託債務の純増減(△)	43,709	10,805			

4. 注記表

27年度	28年度
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む） <ul style="list-style-type: none"> (1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。 <ul style="list-style-type: none"> ・償却原価法（定額法） (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 <ul style="list-style-type: none"> ① 時価のあるもの : 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 時価のないもの : 移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 <ul style="list-style-type: none"> ○購買品 <ul style="list-style-type: none"> 農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） ○その他の棚卸資産 <ul style="list-style-type: none"> 製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有形固定資産（リース資産を除く） <ul style="list-style-type: none"> 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 ② 無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ③ リース資産 <ul style="list-style-type: none"> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 <p>(3) 引当金の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸倒引当金 <ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。 この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ② 賞与引当金 <ul style="list-style-type: none"> 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 <ul style="list-style-type: none"> 職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 <ul style="list-style-type: none"> 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額 <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む） <ul style="list-style-type: none"> (1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。 <ul style="list-style-type: none"> ・償却原価法（定額法） (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 <ul style="list-style-type: none"> ① 時価のあるもの : 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 時価のないもの : 移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 <ul style="list-style-type: none"> ○購買品 <ul style="list-style-type: none"> 農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） ○その他の棚卸資産 <ul style="list-style-type: none"> 製品・仕掛け品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有形固定資産（リース資産を除く） <ul style="list-style-type: none"> 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 ② 無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ③ リース資産 <ul style="list-style-type: none"> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 <p>(3) 引当金の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸倒引当金 <ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。 この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ② 賞与引当金 <ul style="list-style-type: none"> 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 <ul style="list-style-type: none"> 職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 <ul style="list-style-type: none"> 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額 	

27年度	28年度
を計上しています。	を計上しています。
(4) 収益及び費用の計上基準	(4) 収益及び費用の計上基準
① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
(5) リース取引の処理方法	(5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理により行っています。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理により行っています。
(6) 消費税等の会計処理の方法	(6) 消費税等の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法	(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。	記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額	有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,908,446千円（うち当期圧縮記帳額40,600千円）であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 1,992,874千円（うち当期圧縮記帳額28,460千円） 機械及び装置 1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありません） その他の償却資産 61,394千円（うち当期圧縮記帳額12,140千円） 土地 61,960千円（うち当期圧縮記帳額はありません）
(2) リース契約により使用する重要な固定資産	貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、J A S T E M端末機（信用窓口端末機）35セット、A T M（現金自動取引機）23台及び車両175台についてはリース契約により使用しています。
(3) 担保に供している資産	預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。
(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額	金銭債権 一 千円 金銭債務 38,849千円
(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額	金銭債権 181,145千円 金銭債務 一 千円
(6) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳	貸出金のうち、破綻先債権額は1,179千円、延滞債権額は154,714千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は8,000千円です。 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,074千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 減価償却方法の変更	法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。 この変更による当期の損益に与える影響は軽微であります。
----------------------	---

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額	有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,908,446千円（うち当期圧縮記帳額はありません）であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 1,992,874千円（うち当期圧縮記帳額はありません） 機械及び装置 1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありません） その他の償却資産 61,394千円（うち当期圧縮記帳額はありません） 土地 61,960千円（うち当期圧縮記帳額はありません）
--------------------------------------	---

(2) リース契約により使用する重要な固定資産	貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、A T M（現金自動取引機）23台及び車両180台についてはリース契約により使用しています。
--------------------------------	--

(3) 担保に供している資産	預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。
-----------------------	---------------------------------

(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額	金銭債権 一 千円 金銭債務 49,008千円
-----------------------------------	----------------------------

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額	金銭債権 93,271千円 金銭債務 一 千円
----------------------------------	----------------------------

(6) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳	貸出金のうち、破綻先債権額は734千円、延滞債権額は133,722千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金であります。
-------------------------------------	--

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は8,000千円です。 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
--

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,159千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権
--

27年度		28年度																									
に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は179,968千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。		に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は157,615千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。																									
(7) 土地再評価の方法、差額等 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日 ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算定する方法」 ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,790,138千円		(7) 土地再評価の方法、差額等 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日 ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算定する方法」 ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,828,550千円																									
3. 損益計算書に関する注記		4. 損益計算書に関する注記																									
(1) 子会社との取引総額		(1) 子会社との取引総額																									
① 子会社との取引による収益総額 うち事業取引高 38,914千円 うち事業取引以外の取引高 29,113千円		① 子会社との取引による収益総額 うち事業取引高 45,214千円 うち事業取引以外の取引高 35,139千円																									
② 子会社との取引による費用総額 うち事業取引高 123,550千円 うち事業取引以外の取引高 122,163千円		② 子会社との取引による費用総額 うち事業取引高 139,247千円 うち事業取引以外の取引高 137,708千円																									
(2) 固定資産減損損失等 当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。		(2) 固定資産減損損失等 当事業年度において、減損を計上した固定資産はありませんでした。 当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生まれ出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しております。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高岡市戸出町三丁目</td> <td>賃貸</td> <td>土地</td> <td>旧本町支店</td> </tr> <tr> <td>高岡市国吉</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>国吉倉庫裏</td> </tr> </tbody> </table>		場所	用途	種類	その他	高岡市戸出町三丁目	賃貸	土地	旧本町支店	高岡市国吉	遊休	土地	国吉倉庫裏	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高岡市戸出町三丁目</td> <td>賃貸</td> <td>土地</td> <td>旧本町支店</td> </tr> <tr> <td>高岡市国吉</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>国吉倉庫裏</td> </tr> </tbody> </table>		場所	用途	種類	その他	高岡市戸出町三丁目	賃貸	土地	旧本町支店	高岡市国吉	遊休	土地	国吉倉庫裏
場所	用途	種類	その他																								
高岡市戸出町三丁目	賃貸	土地	旧本町支店																								
高岡市国吉	遊休	土地	国吉倉庫裏																								
場所	用途	種類	その他																								
高岡市戸出町三丁目	賃貸	土地	旧本町支店																								
高岡市国吉	遊休	土地	国吉倉庫裏																								
当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生まれ出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しております。		当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生まれ出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しております。																									
旧本町支店については、支店の統廃合に伴って賃貸へ用途変更をしましたが、賃貸収入が低水準であることおよび土地価格が下落したことから帳簿価額を回収可能額まで減額しています。また、国吉倉庫裏については、将来の使用が見込まれない遊休資産としてグルーピングされることから帳簿価格を回収可能額まで減額しています。その結果、当期減少額を減損損失(1,219千円)として特別損失に計上しました。		その内訳は、旧本町支店土地1,097千円、国吉倉庫裏121千円です。 なお、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、旧本町支店の時価は相続税路線価、国吉倉庫裏の時価は固定資産税評価額により算定しています。																									
4. 金融商品に関する注記		5. 金融商品に関する注記																									
(1) 金融商品の状況に関する事項		(1) 金融商品の状況に関する事項																									
① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金融債などの有価証券による運用を行っています。		① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金融債などの有価証券による運用を行っています。																									
② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。		② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。																									
③ 金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置		③ 金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置																									

27年度

28年度

し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やりスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものを想定した場合には、経済価値が31,432千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	135,016,655	135,004,642	△ 12,012
有価証券			
その他有価証券	5,651,373	5,651,373	
貸出金	25,803,416		
貸倒引当金	△ 129,387		
貸倒引当金控除後	25,674,029	26,418,051	744,022
資産計	166,342,058	167,074,067	732,009
貯金	168,182,339	168,306,834	124,495
負債計	168,182,339	168,306,834	124,495

*貸出金には、貸借対照表上雜資産に計上している従業員貸付金17,793千円を含めています。

*貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やりスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものを想定した場合には、経済価値が2,603千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	138,214,245	138,171,970	△ 42,275
有価証券			
その他有価証券	5,019,136	5,019,136	
貸出金	25,675,389		
貸倒引当金	△ 131,951		
貸倒引当金控除後	25,543,438	26,109,872	566,434
資産計	168,776,820	169,300,979	524,159
貯金	170,709,462	170,766,453	56,990
負債計	170,709,462	170,766,453	56,990

*貸出金には、貸借対照表上雜資産に計上している従業員貸付金14,218千円を含めています。

*貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

27年度

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額						
外部出資	7,462,908					

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	135,016,655	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	1,600,000	800,000	900,000	600,000	100,000	1,539,000
貸出金	2,604,499	1,810,501	2,080,410	1,897,682	1,549,165	15,843,363
合 計	139,221,155	2,610,501	2,980,410	2,497,682	1,649,165	17,382,363

※貸出金のうち、当座貸越453,455千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	125,332,686	19,481,766	21,816,552	797,977	510,268	243,087
合 計	125,332,686	19,481,766	21,816,552	797,977	510,268	243,087

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

28年度

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額						
外部出資	7,462,908					

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	138,214,245	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	800,000	900,000	700,000	100,000	600,000	1,839,000
貸出金	3,406,910	2,151,063	1,981,457	1,627,309	1,370,529	15,108,559
合 計	142,421,156	3,051,063	2,681,457	1,727,309	1,970,529	16,947,559

※貸出金のうち、当座貸越421,135千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	135,084,568	21,580,936	12,458,260	618,422	687,083	280,190
合 計	135,084,568	21,580,936	12,458,260	618,422	687,083	280,190

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

27年度

28年度

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券 5,540,722	5,651,373	110,650
	国債 539,713	579,593	39,879
	金融債 3,300,000	3,316,097	16,097
	社債 1,701,008	1,755,683	54,674
合計	5,540,722	5,651,373	110,650

上記の差額から繰延税金負債30,539千円を差し引いた額80,111千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
債券	202,966	2,915	-
国債	202,966	2,915	-
合計	202,966	2,915	-

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	979,385千円
退職給付費用	75,354千円
退職給付の支払額	△ 111,610千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 63,467千円
期末における退職給付引当金	879,661千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,670,076千円
特定退職共済制度	△ 790,414千円
未積立退職給付債務	879,661千円
退職給付引当金	879,661千円

(4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	75,354千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,436千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 376,257千円となっています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券 4,948,693	5,019,136	70,443
	国債 539,606	569,906	30,300
	金融債 1,700,000	1,708,060	8,060
	社債 2,709,087	2,741,170	32,082
合計	4,948,693	5,019,136	70,443

上記の差額から繰延税金負債19,442千円を差し引いた額51,000千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	879,661千円
退職給付費用	72,193千円
退職給付の支払額	△ 48,924千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 59,803千円
期末における退職給付引当金	843,126千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,631,352千円
特定退職共済制度	△ 788,225千円
未積立退職給付債務	843,126千円
退職給付引当金	843,126千円

④ 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	72,193千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,016千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 350,585千円となっています。

27年度

28年度

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	242,786千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	14,106千円
賞与引当金	21,818千円
J A バンク支援積立金	23,373千円
資産除去債務	7,323千円
その他	16,176千円
繰延税金資産小計	325,584千円
評価性引当額	△ 56,907千円
繰延税金資産合計 (A)	268,676千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	30,539千円
資産除去債務（固定資産増加分）	585千円
繰延税金負債合計 (B)	31,125千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	237,551千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率 (調整)	27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.8%
住民税均等割等	0.9%
事業分量配当	△ 5.7%
評価性引当額の増減	0.3%
その他	△ 1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3%

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	232,702千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	14,782千円
賞与引当金	21,105千円
J A バンク支援積立金	23,832千円
資産除去債務	7,361千円
その他	11,164千円
繰延税金資産小計	310,948千円
評価性引当額	△ 52,861千円
繰延税金資産合計 (A)	258,087千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	19,442千円
資産除去債務（固定資産増加分）	529千円
繰延税金負債合計 (B)	19,971千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	238,115千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率 (調整)	27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.3%
住民税均等割等	0.8%
事業分量配当	△ 5.0%
評価性引当額の増減	△ 1.3%
その他	△ 1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.5%

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	27年度	28年度
1. 当期末処分剰余金	389,771	355,105
2. 剰余金処分額	270,384	231,606
(1)利益準備金	40,000	50,000
(2)任意積立金	150,000	100,000
(うち施設整備等目的積立金)	(150,000)	(100,000)
(3)出資配当金	26,219	26,495
(うち普通出資に対する配当金)	(26,219)	(26,495)
(4)事業分量配当金	54,164	55,111
3. 次期繰越剰余金	119,387	123,498

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成27年度 1.0%

平成28年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

- 平成27年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.025%
- ②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、3円
- ③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、3%（消費税抜き）
- ④当年産米壳渡数量1俵（60kg）に対し、70円（消費税抜き）
- ⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、11円（消費税抜き）

- 平成28年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.025%
- ②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、3円
- ③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、3%（消費税抜き）
- ④当年産米壳渡数量1俵（60kg）に対し、70円（消費税抜き）
- ⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、11円（消費税抜き）

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積 立 目 的	積立目標額	積立・取崩基準
施設整備等目的積立金	施設等の取得及び修繕のために必要な資金の準備	固定資産の期末帳簿価額の20/100	施設等の取得及び修繕が発生した場合の相当額
リスク管理目的積立金	有価証券運用のリスク負担、貸出金等不良債権の償却・引当と固定資産の減損や除去債務会計および新たな会計制度の変更に備え、自己資本比率の維持向上と経営の健全性の確保	有価証券、貸出し、経済等事業未収金、有形固定資産（償却累計額控除後）等の期末帳簿価額の30/1000	有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、買入金銭債権損、自己査定による貸出金等の償却・引当、固定資産減損の発生、固定資産除去債務の引当、新たな会計制度変更に伴う損失の発生した場合の当該相当額

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成27年度 20,000千円

平成28年度 20,000千円

6. 部門別損益計算書

(27年度)

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,460,651	1,499,028	794,808	2,077,715	2,085,374	3,724	
事業費用 ②	3,542,397	272,207	30,298	1,630,595	1,563,203	46,092	
事業総利益 (① - ②) ③	2,918,254	1,226,821	764,510	447,120	522,170	△ 42,368	
事業管理費 ④	2,667,698	935,297	499,343	498,286	541,712	193,059	
(うち減価償却費) ⑤	(168,855)	(17,831)	(8,022)	(105,116)	(33,050)	(4,834)	
(うち人件費) ⑥	(1,943,412)	(648,744)	(399,461)	(311,522)	(418,936)	(164,747)	
うち共通管理費 ⑦		220,716	129,762	101,723	122,346	33,381	△ 607,931
(うち減価償却費) ⑧		(12,701)	(7,467)	(5,853)	(7,040)	(1,920)	(△ 34,983)
(うち人件費) ⑨		(53,251)	(31,307)	(24,542)	(29,518)	(8,053)	(△ 146,674)
事業利益 (③ - ④) ⑩	250,555	291,523	265,167	△ 51,166	△ 19,541	△ 235,427	
事業外収益 ⑪	109,406	55,900	29,501	9,392	12,774	1,838	
うち共通分 ⑫		12,153	7,145	5,601	6,736	1,838	△ 33,474
事業外費用 ⑬	18,056	5,002	2,930	6,596	2,773	754	
うち共通分 ⑭		4,985	2,930	2,297	2,763	754	△ 13,731
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬) ⑮	341,905	342,421	291,737	△ 48,370	△ 9,539	△ 234,343	
特別利益 ⑯	562	204	119	94	113	30	
うち共通分 ⑰		204	119	94	113	30	△ 562
特別損失 ⑱	89,644	32,546	19,134	14,999	18,041	4,922	
うち共通分 ⑲		32,546	19,134	14,999	18,041	4,922	△ 89,644
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱) ⑳	252,822	310,079	272,722	△ 63,275	△ 27,467	△ 239,235	
営農指導事業分配賦額 ㉑		△ 91,707	△ 53,828	△ 42,537	△ 51,162	239,235	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (㉐ + ㉑) ㉒	252,822	218,371	218,894	△ 105,813	△ 78,629		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

事業管理費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

(2) 営農指導事業

事業管理費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

2. 配賦割合 (1)の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.31	21.34	16.73	20.13	5.49	100.00
営農指導事業	38.33	22.50	17.78	21.39		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	182,605,788	174,201,925	1,704,552	2,798,204	1,597,672	33,857	2,269,576
総資産(共通資産配賦後) (うち固定資産)	182,605,788	175,025,922	2,188,991	3,177,965	2,054,427	158,481	
	(5,000,050)	(1,209,625)	(724,391)	(1,608,576)	(1,348,838)	(108,618)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 事業管理費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

(2) 配賦割合 ((1)の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	36.31	21.34	16.73	20.13	5.49	100.00

(28年度)

(単位：千円)

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	(1)	6,154,269	1,417,492	808,389	1,987,135	1,936,731	4,520	
事業費用	(2)	3,329,350		270,233	24,713	1,537,441	1,452,004	44,958
事業総利益 (① - ②)	③	2,824,919	1,147,259	783,676	449,693	484,727	△ 40,437	
事業管理費 (うち減価償却費)	(4)	2,614,098	925,482	457,928	558,945	511,511	160,231	
(うち人件費)	(5)	(165,541)	(19,575)	(6,182)	(105,170)	(31,123)	(3,488)	
	(6)	(1,917,783)	(624,671)	(387,325)	(351,856)	(409,206)	(144,723)	
うち共通管理費	(7)		232,086	93,095	139,867	97,714	17,270	△ 580,034
(うち減価償却費)	(8)		(14,098)	(5,655)	(8,496)	(5,935)	(1,049)	(△ 35,234)
(うち人件費)	(9)		(59,345)	(23,805)	(35,765)	(24,986)	(4,416)	(△ 148,318)
事業利益 (③ - ④)	⑩	210,821	221,777	325,747	△ 109,251	△ 26,783	△ 200,668	
事業外収益	(11)	114,644	59,996	28,874	13,296	11,268	1,209	
うち共通分	(12)		16,250	6,518	9,793	6,841	1,209	△ 40,613
事業外費用	(13)	19,040	7,229	2,870	5,342	3,013	584	
うち共通分	(14)		7,156	2,870	4,312	3,013	532	△ 17,885
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)	⑯	306,425	274,545	351,751	△ 101,298	△ 18,528	△ 200,043	
特別利益	(16)	57	23	9	13	9	1	
うち共通分	(17)		23	9	13	9	1	△ 57
特別損失	(18)	2,049	820	329	494	345	61	
うち共通分	(19)		820	329	494	345	61	△ 2,049
税引前当期利益 (⑯ + ⑰ - ⑱)	⑳	304,433	273,748	351,431	△ 101,778	△ 18,864	△ 200,103	
営農指導事業分配賦額	(21)		△ 82,228	△ 33,299	△ 49,541	△ 35,033	200,103	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑳ + ㉑)	㉒	304,433	191,519	318,131	△ 151,319	△ 53,897		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

(2) 営農指導事業

事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	40.01	16.05	24.11	16.85	2.98	100.00
営農指導事業	41.09	16.64	24.76	17.51		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	184,998,367	175,948,409	1,278,063	3,023,571	1,182,165	36,562	3,529,595
総資産(共通資産配賦後) (うち固定資産)	184,998,367	177,360,687	1,844,560	3,874,689	1,776,774	141,654	
	(5,037,422)	(1,079,155)	(424,541)	(2,258,502)	(1,161,762)	(113,460)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。。

(2) 配賦割合 ((1)の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	40.01	16.05	24.11	16.85	2.98	100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告しております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年5月16日

高岡市農業協同組合

代表理事組合長

萩原 清



II 損益の状況

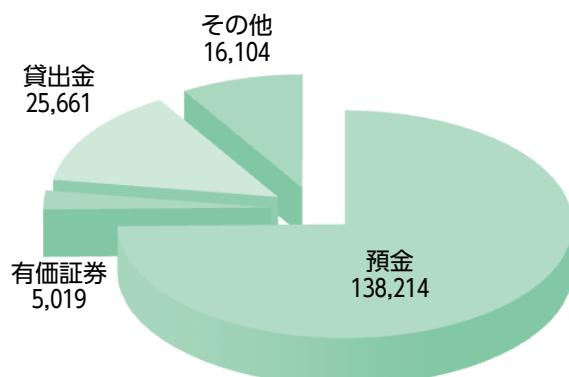
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

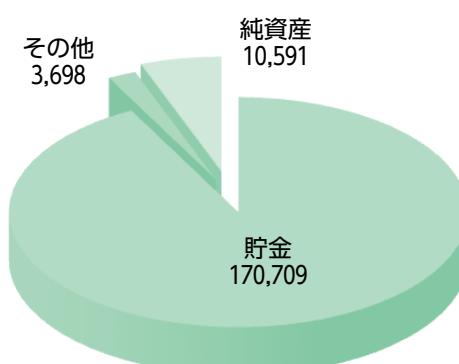
項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収益	7,168	7,266	6,848	6,460	6,154
信用事業収益	1,560	1,515	1,502	1,499	1,417
共済事業収益	810	834	789	794	808
農業関連事業収益	2,072	2,199	2,124	2,077	1,987
生活その他事業収益	2,715	2,707	2,425	2,085	1,936
経常利益	312	386	355	341	306
当期剰余金	223	293	262	196	236
出資金	2,561	2,586	2,627	2,656	2,673
(出資口数)	2,561,367	2,586,994	2,627,061	2,656,501	2,673,215
純資産額	9,845	10,069	10,296	10,457	10,591
総資産額	178,149	178,043	179,434	182,605	184,998
貯金等残高	163,811	163,803	165,515	168,182	170,709
貸出金残高	29,065	29,757	28,661	25,785	25,661
有価証券残高	8,532	6,489	6,225	5,651	5,019
剰余金配当金額	77	76	79	80	81
出資配当額	50	51	39	26	26
事業利用分量配当額	26	25	40	54	55
職員数	409	412	408	408	399
単体自己資本比率	16.66	17.24	17.66	16.09	16.08

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 職員数は常傭人を含んでいます。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成25年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

運用状況 運用合計 184,998 (単位：百万円)



調達状況 調達合計 184,998 (単位：百万円)



2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	27年度	28年度	増減
資金運用収支	1,310	1,237	△ 73
役務取引等収支	32	28	△ 4
その他信用事業収支	△ 116	△ 118	△ 2
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,226 0.742	1,147 0.688	△ 79 △ 0.054
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,918 1.617	2,824 1.551	△ 94 △ 0.065

- (注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - 資金調達費用
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他信用事業収支 = (その他事業収益 + その他経常収益) - (その他事業直接費用 + その他経常費用)
 4. 信用事業粗利益率 = 信用事業総利益 / 信用事業資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 5. 事業粗利益率 = 事業総利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	27年度			28年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	164,613	1,305	0.793	166,066	1,251	0.754
うち預金	132,212	846	0.640	135,602	838	0.618
うち有価証券	6,052	41	0.690	5,146	34	0.679
うち貸出金	26,349	416	1.581	25,318	378	1.496
資金調達勘定	166,788	114	0.068	168,094	108	0.065
うち貯金・定期積金	166,767	113	0.068	168,085	108	0.065
うち借入金	20	0	2.508	9	0	2.487
総資金利ざや	-		0.296	-		0.277

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)
 2. 経費率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定 (貯金・定期積金 + 借入金) 平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	27年度増減額	28年度増減額
受取利息	△ 25	△ 53
うち預金	20	△ 8
うち有価証券	△ 4	△ 6
うち貸出金	△ 41	△ 37
支払利息	4	△ 5
うち貯金・定期積金	5	△ 4
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△ 0	△ 0
差	引	△ 47

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	27年度		28年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	43,958	26.3	46,176	26.3	2,218
定期性貯金	122,706	73.6	121,832	73.6	△ 874
その他の貯金	102	0.1	76	0.1	△ 26
計	166,767	100.0	168,085	100.0	1,317
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	166,767	100.0	168,085	100.0	1,317

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 賢蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	27年度		28年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	116,306	100.0	117,004	100.0	698
うち固定金利定期	116,234	99.9	116,939	99.9	704
うち変動金利定期	71	0.1	64	0.1	△ 6

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	27年度		28年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	106		104		△ 2
証書貸付	25,774		24,775		△ 998
当座貸越	468		437		△ 30
割引手形	—		—		—
合計	26,349		25,318		△ 1,031

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	27年度		28年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	19,419	75.3	19,748	77.0	328
変動金利貸出	5,912	22.9	5,491	21.4	△ 420
その他	453	1.8	421	1.6	△ 32
合計	25,785	100.0	25,661	100.0	△ 124

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	27年度	28年度	増減
貯金・定期積金等	889	819	△ 69
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,092	892	△ 199
その他の担保物	2,474	2,276	△ 197
小計	4,455	3,988	△ 467
農業信用基金協会保証	12,181	12,223	41
その他の保証	43	39	△ 4
小計	12,225	12,262	37
信用用	9,104	9,410	306
合計	25,785	25,661	△ 124

(4) 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	27年度		28年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	22,704	88.1	21,686	84.5	△ 1,017
運転資金	3,081	11.9	3,974	15.5	892
合計	25,785	100.0	25,661	100.0	△ 124

(6) 貸出金の業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	27年度		28年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	734	2.8	672	2.6	△ 62
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	197	0.8	188	0.7	△ 8
鉱業	0	0.0	0	0.0	0
建設・不動産業	1,052	4.1	734	2.9	△ 317
電気・ガス・熱供給水道業	35	0.1	35	0.1	△ 0
輸送・通信業	81	0.3	79	0.3	△ 2
金融・保険業	2,437	9.5	2,466	9.6	28
卸売・小売・サービス業・飲食業	527	2.0	574	2.3	47
地方公共団体	5,663	22.0	6,126	23.9	462
非営利法人	—	—	—	—	—
その他の	15,054	58.4	14,782	57.6	271
合計	25,785	100.0	25,661	100.0	△ 124

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	27年度	28年度	増減
農業	488	424	△ 63
穀作	244	198	△ 45
野菜・園芸	11	8	△ 3
果樹・樹園農業	—	0	0
工芸作物	—	—	0
養豚・肉牛・酪農	—	—	0
養鶏・養卵	—	—	0
養蚕	—	—	0
その他農業	232	217	△ 14
農業関連団体等	—	—	0
合計	488	424	△ 63

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	27年度	28年度	増減
プロパー資金	420	368	△ 51
農業制度資金	67	55	△ 11
農業近代化資金	49	46	△ 3
その他制度資金	17	8	△ 8
合計	488	424	△ 63

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここで①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種類	27年度	28年度	増減
破綻先債権額	1	0	△ 0
延滞債権額	154	133	△ 20
3ヵ月以上延滞債権額	8	8	-
貸出条件緩和債権額	16	15	△ 0
合計	179	157	△ 22

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66	20	7	38	66
危険債権	68	27	31	9	68
要管理債権	23	23	-	-	23
小計	158	71	38	48	158
正常債権	25,581				
合計	25,739				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

(10) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)	金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象：貸出金)
破綻先 0	破産更正債権及び これらに準ずる債権 66	破綻先債権 0
実質破綻先 66		延滞債権 133
破綻懸念先 73	危険債権 68	
要注意先	要管理債権 23	3ヵ月以上延滞債権 8 貸出条件緩和債権 15
その他要注意先 204		
正常先 20,333	正常債権 25,581	
その他 6,149		

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況はないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の設定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の設定等を行った貸出債権）

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

(11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	27年度				28年度				期末残高	
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	96	87	—	96	87	87	87	—	87	87
個別貸倒引当金	55	51	0	55	51	51	53	—	51	53
合 計	152	138	0	152	138	138	140	—	138	140

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

(12) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	27年度	28年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	件数	27年度		28年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	27,415	183,822	27,394	186,235
	金額	40,830	62,523	38,800	59,751
代金取立為替	件数	12	3	6	—
	金額	6	0	33	—
雜為替	件数	5,146	2,234	4,938	1,535
	金額	8,014	606	6,315	373
合計	件数	32,573	186,059	32,338	187,770
	金額	48,851	63,130	45,149	60,125

(4) 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	27年度	28年度	増減
国債	621	539	△ 82
金融債	4,021	2,398	△ 1,622
社債	1,409	2,208	798
合計	6,052	5,146	△ 905

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

(2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
27年度								
国債	-	-	-	340	239	-	-	579
金融債	1,603	1,409	302	-	-	-	-	3,316
社債	-	305	410	517	522	-	-	1,755
28年度								
国債	-	-	317	241	10	-	-	569
金融債	601	1,107	-	-	-	-	-	1,708
社債	201	508	412	514	1,104	-	-	2,741

(5) 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	27年度			28年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
その他	5,540	5,651	110	4,948	5,019	70
合計	5,540	5,651	110	4,948	5,019	70

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券は保有しておりません。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

(2) 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

(3) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	27年度		28年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	終身共済	7,490	141,838	3,810
	定期生命共済	5	284	23
	養老生命共済	2,106	51,555	1,624
	うちこども共済	560	14,811	410
	医療共済	102	1,744	227
	がん共済	—	83	—
	定期医療共済	—	319	—
	介護共済	209	480	210
	年金共済	—	217	—
建物更新共済	14,273	249,650	14,924	249,349
合計	24,186	446,173	20,821	435,485

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	27年度		28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	6	33	3	36
がん共済	0	2	0	2
定期医療共済	0	1	—	1
合計	6	37	3	40

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	27年度		28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	453	928	365	1,276

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	27年度		28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	252	2,715	134	2,637
年金開始後	—	1,566	—	1,570
合計	252	4,282	134	4,207

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	27年度		28年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	54,038	45	53,259	44
自動車共済	—	517	—	512
傷害共済	55,037	6	61,408	7
賠償責任共済	—	0	—	0
自賠責共済	—	39	—	35
合計	610	—	599	—

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種類		27年度	28年度
生産資材	肥料	397	397
	農薬	316	311
	飼料	5	6
	生産雑資材	148	154
	計	867	869
生活資材	米	183	196
	食料品	71	67
	酒・塩・タバコ	29	26
	衣料品・その他	3	5
	日用品	79	57
	家具・仏壇	39	25
	冠婚葬祭	65	68
	住宅	42	64
	計	513	511
機械類	農業機械	489	374
	自動車	342	299
	計	832	674
油ガス類	石油類	654	576
	ガス類	193	183
	計	848	759
合計		3,061	2,814

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種類		27年度	28年度
農産物	米	2,145	2,451
	麦	42	39
	豆類・雑穀	124	84
	野菜	579	628
	果実	0	-
	花卉・花木	56	68
	その他の	0	0
畜産物		101	123
合計		3,049	3,397

4. 指導事業

(単位：百万円)

項目		27年度	28年度
収入	賦課金	-	-
	指導事業補助金	2	2
	実費収入	8	8
	計	10	11
支出	営農改善費	42	42
	生活文化事業費	11	11
	教育情報費	22	21
	計	77	75

5. 福祉・介護保険事業

(単位：百万円)

項目		27年度	28年度
訪問介護		30	18
居宅介護支援		26	28
デイサービス		71	72
認知デイ		36	33
小規模多機能		71	75
介護予防		1	1
合計		237	229

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	27年度	28年度	増減
総資産経常利益率	0.189	0.168	△ 0.021
資本経常利益率	3.338	2.961	△ 0.376
総資産当期純利益率	0.109	0.130	0.021
資本当期純利益率	1.918	2.281	0.363

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剩余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剩余金（税引後）／純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	27年度	28年度	増減
貯貸率	期末	15.33	△ 0.30
	期中平均	15.80	△ 0.74
貯証率	期末	3.36	△ 0.42
	期中平均	3.63	△ 0.57

(注) 1. 貯貸率（期末） = 貸出金残高／貯金残高 × 100

2. 貯貸率（期中平均） = 貸出金平均残高／貯金平均残高 × 100

3. 貯証率（期末） = 有価証券残高／貯金残高 × 100

4. 貯証率（期中平均） = 有価証券平均残高／貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目		27年度		28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本にかかる基礎項目 (1)					
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		8,905		9,067	
うち、出資金及び資本準備金の額		2,669		2,686	
うち、再評価積立金の額		–		–	
うち、利益剰余金の額		6,319		6,474	
うち、外部流出予定額	(△)	80		81	
うち、上記以外に該当するものの額		△ 3		△ 12	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		87		87	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		87		87	
うち、適格引当金コア資本算入額		–		–	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		–		–	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		–		–	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		838		745	
コア資本にかかる基礎項目の額	(イ)	9,831		9,899	
コア資本にかかる調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額		3	13	6	9
うち、のれんに係るものとの額		–	–	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		3	13	6	9
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額		–	–	–	–
適格引当金不足額		–	–	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		–	–	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		–	–	–	–
前払年金費用の額		–	–	–	–
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		–	–	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		–	–	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		–	–	–	–
特定項目に係る十パーセント基準超過額		–	–	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		–	–	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		–	–	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		–	–	–	–
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		–	–	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		–	–	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		–	–	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		–	–	–	–
コア資本にかかる調整項目の額	(口)	3		6	
自己資本					
自己資本の額 ((イ) – (口))		(八)	9,828		9,893

(単位：百万円、%)

項目		27年度		28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
リスク・アセット等 (3)					
信用リスク・アセットの額の合計額		55,054		55,620	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 7,137		△ 7,140	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		13		9	
うち、繰延税金資産		–		–	
うち、前払年金費用		–		–	
うち、他の金融機関等向けエクスポートナー		△ 9,222		△ 9,221	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの額		2,071		2,070	
うち、上記以外に該当するものの額		–		–	
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		6,024		5,903	
信用リスク・アセット調整額		–		–	
オペレーション・リスク相当額調整額		–		–	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	61,078		61,524	
自己資本比率					
自己資本比率 ((八) / (二))		16.09		16.08	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	27年度			28年度		
	エクスボージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスボージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
我が国の中央政府及び中央銀行向け	541	—	—	541	—	—
我が国的地方公共団体向け	5,686	—	—	6,147	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	138,639	27,727	1,109	140,326	28,065	1,122
法人等向け	1,788	1,020	40	2,648	1,477	59
中小企業等向け及び個人向け	1,311	455	18	1,227	422	16
抵当権付住宅ローン	1,974	667	26	1,527	520	20
不動産取得等事業向け	115	114	4	107	107	4
三ヶ月以上延滞等	16	7	0	24	9	0
信用保証協会等保証付	12,184	1,182	47	12,223	1,185	47
共済約款貸付	28	—	—	25	—	—
出資等	719	719	28	719	719	28
他の金融機関等の対象資本調達手段	9,222	23,057	922	9,221	23,052	922
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (いわゆるファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの	—	△ 7,137	△ 285	—	△ 7,140	△ 285
上記以外	8,077	7,239	289	8,000	7,199	287
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	180,307	55,054	2,202	182,743	55,620	2,224
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額合計	180,307	55,054	2,202	182,743	55,620	2,224
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
	6,024	240	5,903	236		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
	61,078	2,443	61,524	2,460		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたもの該当します。

7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャヤー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャヤー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャヤー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャヤー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(②) 信用リスクに関するエクスポートレーヤー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポートレーヤーの期末残高 (単位：百万円)

		27年度				28年度							
		信用リスクに関するエクスポートレーヤーの残高	うち 貸出金等		うち 債券		三月以上 延滞エクス ポートレーヤー	信用リスクに関するエクスポートレーヤーの残高	うち 貸出金等		うち 債券		三月以上 延滞エクス ポートレーヤー
法人	農業	253	243	—	—	—	240	230	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	200	—	200	—	—	300	—	300	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	462	162	300	—	—	651	150	500	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	401	—	401	—	—	706	—	706	—	—	—	
	運輸・通信業	322	8	302	—	—	526	8	507	—	—	—	
	金融・保険業	148,041	2,479	3,603	—	—	149,723	2,477	2,101	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	695	267	200	—	—	771	244	300	—	—	—	
個人	日本国政府・地方公共団体	6,228	5,686	541	—	—	6,689	6,147	541	—	—	—	
	上記以外	324	9	—	4	325	10	—	4	—	—	—	
	個人	17,060	17,028	—	11	16,509	16,482	—	20	—	—	—	
その他の		6,317	—	—	—	—	6,298	—	—	—	—	—	
業種別 残高計		180,307	25,886	5,551	16	182,743	25,753	4,958	24				
1年以下		137,129	491	1,602	/	140,336	1,310	801	/				
1年超3年以下		2,705	1,001	1,703	/	2,970	1,365	1,605	/				
3年超5年以下		2,287	1,585	701	/	1,865	1,157	708	/				
5年超7年以下		2,750	1,931	819	/	3,272	2,541	731	/				
7年超10年以下		7,090	6,366	724	/	6,855	5,743	1,111	/				
10年超		13,891	13,891	—	/	13,292	13,292	—	/				
期限の定めのないもの		14,453	618	—	/	14,148	342	—	/				
残存期間別合計		180,307	25,886	5,551	/	182,743	25,753	4,958	/				

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートレーヤーの残高には、資産（自己資本控除となるものを除く）及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートレーヤーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポートレーヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートレーヤーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	27年度					28年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	96	87	-	96	87	87	87	-	87	87
個別貸倒引当金	55	51	0	55	51	51	53	-	51	53

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	27年度						28年度					
	個別貸倒引当金						貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高		期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
法	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林业	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3	2	-	3	2	-	2	1	-	2	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人	上記以外	2	5	-	2	5	-	5	5	-	5	5
	個人	49	43	0	49	43	-	43	46	-	43	46
業種別計		55	51	0	55	51	-	51	53	-	51	53

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		27年度			28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0%	–	8,179	8,179	–	8,544	8,544
	リスク・ウェイト 2%	–	–	–	–	–	–
	リスク・ウェイト 4%	–	–	–	–	–	–
	リスク・ウェイト 10%	–	11,828	11,828	–	11,857	11,857
	リスク・ウェイト 20%	100	138,693	138,794	100	140,376	140,476
	リスク・ウェイト 35%	–	1,909	1,909	–	1,492	1,492
	リスク・ウェイト 50%	1,305	11	1,316	2,109	20	2,129
	リスク・ウェイト 75%	–	632	632	–	588	588
	リスク・ウェイト 100%	–	10,503	10,503	105	10,403	10,509
	リスク・ウェイト 150%	–	9,228	9,228	–	9,224	9,224
	リスク・ウェイト 200%	–	–	–	–	–	–
	リスク・ウェイト 250%	–	–	–	–	–	–
	その他	–	–	–	–	–	–
	リスク・ウェイト 1250%	–	–	–	–	–	–
		計	1,405	180,987	182,392	2,315	182,508
							184,823

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものを除く）及び派生商品取引との信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	27年度		28年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	27	—	33	—
中小企業等向け及び個人向け	62	36	63	34
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化（エクスポート）	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—
上記以外	95	0	64	0
合計	185	36	161	34

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。
 3. 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポートに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポート」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	27年度		28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	7,462	7,462	7,462	7,462
合 計	7,462	7,462	7,462	7,462

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

27年度			28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時(ただし0%を下限)に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として算出しています。

- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量(△)

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	27年度	28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	0	0

VI 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額／(信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーションル・リスク相当額の合計額÷8%)によって算出した比率。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目(経過措置適用後)によって算出した額。
コア資本に係る基礎項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
コア資本に係る調整項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、無形固定資産、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポートの一部などが該当します。
エクスポート	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポート(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーションル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーションル・リスクを数値化した額をオペレーションル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制で導入されたオペレーションル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポート	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポートとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小な金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相对で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポート方 式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要となるコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛け目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及 び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ストリップス	信用補完機能を持つI/Oストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベーシスポイント の平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2% (0.01%が1ベーシスポイント) 上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・ 99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本(基本的項目と補完的項目)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	
<概況及び組織に関する事項>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務の運営の組織 20 ◆ 理事及び監事の氏名及び役職名 19 ◆ 事務所の名称及び所在地 65~66 ◆ 特定信用事業代理業者に関する事項 19 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸出金等に関する指標 <ul style="list-style-type: none"> ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 44 ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 44 ・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 45 ・使途別の貸出金残高 45 ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 45 ・主要な農業関係の貸出実績 46 ・貯貸率の期末値及び期中平均値 53
<主要な業務の内容>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要な業務の内容 21~27 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券に関する指標 <ul style="list-style-type: none"> ・商品有価証券の種類別の平均残高 49 ・有価証券の種類別の残存期間別の残高 50 ・有価証券の種類別の平均残高 49 ・貯証率の期末値及び期中平均残高 53
<主要な業務に関する事項>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 直近の事業年度における事業の概況 5~6 ◆ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 <ul style="list-style-type: none"> ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) 42 ・経常利益 42 ・当期剰余金 42 ・出資金及び出資口数 42 ・純資産額 42 ・総資産額 42 ・貯金等残高 42 ・貸出金残高 42 ・有価証券残高 42 ・単体自己資本比率 42 ・剰余金の配当の金額 42 ・職員数 42 ◆ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な業務の状況を示す指標 <ul style="list-style-type: none"> ・事業粗利益及び事業粗利益率 43 ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 43 ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや 43 ・受取利息及び支払利息の増減 43 ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 53 ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 53 ○ 貯金に関する指標 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 44 ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 44 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リスク管理の体制 9~10 ◆ 法令遵守の体制 11~12 ◆ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 9 ◆ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 12~13
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 28~38 ◆ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 <ul style="list-style-type: none"> ・破綻先債権に該当する貸出金 47 ・延滞債権に該当する貸出金 47 ・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 47 ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 47 ◆ 自己資本の充実の状況 54~62 ◆ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券 50 ・金銭の信託 50 ・デリバティブ取引 50 ・金融等デリバティブ取引 50 ・有価証券関連店頭デリバティブ取引 50 ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 49 ◆ 貸出金償却の額 49 	

◆ 店舗等のご案内

(平成29年4月1日現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM設置台数
本店 本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411	1台
支店 西部支店	高岡市美幸町二丁目6番24号	21-0230	1台
佐野支店	高岡市佐野1418番地	23-0522	1台
高岡病院支店	高岡市永楽町5番10号	25-6183	1台
二塚支店	高岡市二塚970番地	22-5115	1台
東部支店	高岡市駅南三丁目1番15号	21-1458	1台
野村支店	高岡市野村254番地	23-1385	1台
北部支店	高岡市大坪町三丁目11番9号	22-1270	-
二上支店	高岡市守護町二丁目1番8号	22-1490	1台
守山支店	高岡市守山字古田181番地	22-0147	1台
国吉支店	高岡市佐加野1576番地	22-1945	1台
福田支店	高岡市上北島405番地	21-1425	1台
小勢支店	高岡市小竹118番地	31-0035	-
立野支店	高岡市立野字西堂島3240番地	31-0005	1台
石堤支店	高岡市麻生谷346番地	31-2011	-
能町支店	高岡市能町1518番地	22-2709	1台
太田支店	高岡市太田3380番地	44-0826	1台
牧野支店	高岡市中曾根785番地	82-4146	1台
東五位支店	高岡市内島3044番地	31-0959	-
伏木支店	高岡市伏木古国府1番24号	44-1288	1台
中田支店	高岡市下麻生1017番地の1	36-0028	1台
戸出支店	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-1121	1台
是戸支店	高岡市戸出光明寺153番地1	63-0042	-
醍醐支店	高岡市醍醐1061番地1	63-0125	-
北般若支店	高岡市戸出吉住663番地	63-0075	1台
事業所	営農センター	高岡市西藤平蔵226番地1	63-7331
	中田農業振興センター	高岡市滝38番地	36-0022
	農機センター	高岡市戸出伊勢領2521番地	63-3030
	資材センター佐野	高岡市佐野1416番地	27-8601
	資材センター国吉	高岡市国吉1155番地	31-8005
	資材センター戸出	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-5555
	生活センター	高岡市佐野新町1420番地1	27-8890
	自動車センター	高岡市四屋745番地1	23-5337
	燃料センター	高岡市戸出伊勢領2525番地1	63-7700
	四屋給油所	高岡市四屋721番地	22-7634
	カーポート中田	高岡市下麻生1017番地	36-0195
	戸出給油所	高岡市戸出伊勢領2525番地1	63-3031
	福祉事業センター(もえぎの里)	高岡市二塚339番地2	26-7470

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM設置台数
施設	南条カントリーエレベーター	高岡市蔵野町314番地	31-4321
	国吉カントリーエレベーター	高岡市頭川100番地	27-3077
	中田カントリーエレベーター	高岡市滝63番地	36-0044
	戸出カントリーエレベーター	高岡市戸出竹72番地1	63-6934
	二塚粉一時貯留施設	高岡市二塚339番地	24-5689
	醸醤菜種乾燥調製施設	高岡市醸醤1061番地1	63-6314
	堆肥センター	高岡市頭川120番地1	27-3072
	味噌・菜種加工施設	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
	あぐりっち佐野店	高岡市佐野1416番地	22-0230
	あぐりっち戸出店	高岡市戸出吉住663番地	63-0107
	あぐりっち矢田店	高岡市伏木矢田4番26号	44-6504
	あぐりっちアグリピア店	高岡市戸出市野瀬420番地	63-1422
	南条育苗センター	高岡市蔵野町314番地	
	野菜集荷場	高岡市佐野1416番地	
	南条穀物乾燥調製施設	高岡市蔵野町314番地	
	太田甘諸貯蔵庫	高岡市太田3380番地	
	二塚女性センター	高岡市二塚970番地	
	東部女性センター	高岡市駅南三丁目1番15号	
子会社	㈱JA高岡キャリィライン 本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	佐野営業所	高岡市佐野1416番地	27-8601
	戸出営業所	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-5555
	㈱JAアグリサポート高岡 本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	中田事業所	高岡市下麻生1017番地の1	36-0036

(店舗外CD・ATM設置台数4台 中田農業振興センター、旧野村北支店、あぐりっち矢田店、旧六丁目支店)

(共同設置CD・ATM 市役所・市民病院に各1台、イオン高岡に2台)